

令和5年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

令和7年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 1 8 号
令和7年1月28日

鳥 取 県 議 会 議 長 浜 崎 晋 一 様
鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長 足 羽 英 樹 様

鳥取県監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員 牧 田 宗 大

鳥取県監査委員 山 根 こ ころ

鳥取県監査委員 川 部 洋

財 政 的 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和5年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告	
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の範囲及び目的	1
(3) 監査の実施方法	1
(4) 監査実施団体の数	1
(5) 監査実施期間	1
(6) 監査の執行者	2
2 監査の実施状況	2
(1) 概要	2
(2) 勧告	2
(3) 指摘事項及び注意事項	2
(4) 実施団体別の状況	3
ア 輝く鳥取創造本部所管団体	3
イ 地域社会振興部所管団体	4
ウ 福祉保健部所管団体	4
エ 子ども家庭部所管団体	5
オ 生活環境部所管団体	5
カ 商工労働部所管団体	6
キ 農林水産部所管団体	6
ク 総合事務所所管団体	7
ケ 教育委員会所管団体	7
第2 監査意見	
1 指定管理業務に対するモニタリングの強化について	
(1) 内部統制に対するモニタリングの強化について	9
総務部（行政体制整備局行財政改革推進課）	
(2) 運営に対するモニタリングの強化について	9
地域社会振興部、生活環境部、農林水産部（スポーツ振興局スポーツ課、くらしの安心局まちづくり課、農業振興局生産振興課）	
2 民間の創意工夫が発揮できる環境整備について	10
農林水産部（森林・林業振興局林政企画課）	
3 利用者目線の施設整備について	10
総務部、地域社会振興部（営繕課、スポーツ振興局スポーツ課）	
4 県としての出資団体への関わり方について	11
輝く鳥取創造本部（とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課、観光交流局交流推進課）	
（参考1）令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	12
（参考2）監査処置基準等について	13
（参考3）指摘事項の概要について	14
（参考4）令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	18

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

(2) 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認することを目的として実施した。

(3) 監査の実施方法

財政的援助団体等監査は、実施要綱第5章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

ア 事務監査

監査資料を基にして実地監査を行った。

イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象団体の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

(4) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	31[31]	10[7]	5[5]	5[2]
指 定 管 理 者	14[13]	9[5]	8[1]	1[4]
補助金等交付団体	244[338]	11[14]	0[2]	11[12]
合 計	289[382]	30[26]	13[8]	17[18]

注：1 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 表中の[]は前年度

(5) 監査実施期間

事務監査：令和6年6月12日及び同年8月19日から同年10月11日まで

本 監 査：令和6年7月10日及び同年8月29日から同年11月26日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	高務	裕子
同	牧田	宗大
同	山根	ころ
同	川部	洋

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根ころは、一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体及び一般財団法人鳥取県観光事業団について監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

(2) 勧告

今回、監査を行った結果、勧告事項に該当するものは認められなかった。

(3) 指摘事項及び注意事項

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(4)の実施団体別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

ア 予算事務

予算の補正・流用の未実施

イ 収入事務

領収書の未交付その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

見積書の未徴取その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

交付申請書の提出の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

回数券帳簿の記入誤りその他の財産管理事務手続の不適正

キ その他の事務

賞与引当金の未計上その他の事務手続の不適正

(4) 実施団体別の状況

ア 輝く鳥取創造本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
公益財団法人ふるさと鳥取県 定住機構	令和6年11月19日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	1,461,000円
公益財団法人鳥取県国際交流 財団	令和6年11月19日	出資金額	500,320,000円
		出資比率	79.3%
		補助金等	56,353,160円
一般財団法人因幡街道ふる さと振興財団	令和6年10月23日 (書面監査)	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
日本交通株式会社	令和6年9月24日 (書面監査)	補助金等	145,774,045円
公益社団法人鳥取県観光連 盟	令和6年10月4日 (書面監査)	補助金等	105,683,800円
一般財団法人鳥取県観光事 業団	令和6年10月23日	補助金等	168,000円

備考（イからケまで同内容のため、以後の記載は省略する。）

- 1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。
なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。
- 2 指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定である。
- 3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。
- 4 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。
- 5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和5年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の令和5年度末の残高の合計額である。
- 6 財政的援助等の概要の欄の指定管理の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和5年度に支出した指定管理料である。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 機関紙「とっとり国際通信」発行業務委託契約について、予定価格を上回る金額で契約していた。
(公益財団法人鳥取県国際交流財団：所管課 観光交流局交流推進課)
- 会計に関する事務の決裁及び命令等について、代表理事が行うこととされているにもかかわらず、会計責任者である事務局長が行っていた。
(一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団：所管課 観光交流局交流推進課)
- 10万円を超えるすべての契約について、一連の契約事務手続が行われていなかった。
(一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団：所管課 観光交流局交流推進課)

イ 地域社会振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県スポーツ協会 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館・鳥取屋内プール ・布勢総合運動公園	令和6年11月11日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.1%
		指定管理	367,659,751円
			(70,793,000円)
		補助金等	405,222,831円
公益社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21(指名)	令和6年11月12日	指定管理	10,747,162円
		補助金等	1,144,504円
一般財団法人鳥取県水泳連盟 ・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東山水泳場	令和6年10月22日	指定管理	64,508,000円
鳥の劇場運営委員会	令和6年9月24日 (書面監査)	補助金等	53,000,000円
鳥取県セーリング連盟	令和6年10月24日 (書面監査)	補助金等	22,471,780円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県スポーツ協会競技力向上対策事業費補助金(6件)について、遡って交付決定をしていた。
(公益財団法人鳥取県スポーツ協会：所管課 スポーツ振興局スポーツ課)
- 水を抜いたプールの清掃について、協定書に定める年2回の水抜き清掃を1回しか行っていなかった。
(一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体 東山水泳場：所管課 スポーツ振興局スポーツ課)

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人慶愛会	令和6年10月30日 (書面監査)	補助金等	67,517,782円
社会福祉法人みのり福祉会	令和6年10月23日 (書面監査)	補助金等	103,665,360円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 社会福祉法人慶愛会軽費老人ホームやすらぎの里あおい改修工事業務契約について、契約締結に係る決裁を受けていなかった。

(社会福祉法人慶愛会：所管課 ささえあい福祉局長寿社会課)

エ 子ども家庭部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公立大学法人公立鳥取環境大学	令和6年11月26日	出資金額	4,168,415,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	511,978,358円
学校法人翔英学園	令和6年10月15日 (書面監査)	補助金等	718,488,352円
学校法人鳥取学園	令和6年9月30日 (書面監査)	補助金等	583,509,237円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	令和6年10月24日 (書面監査)	出資金額	6,802,536円
		出資比率	34.0%
		補助金等	81,674,569円
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道(指名)	令和6年7月10日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	490,680,143円
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	令和6年10月24日 (書面監査)	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%
		補助金等	16,258,623円
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)	令和6年10月23日	指定管理	99,121,000円

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）	令和6年11月15日	指定管理	127,700,000円
--	------------	------	--------------

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県商工会連合会	令和6年9月26日 (書面監査)	補助金等	618,542,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県畜産振興協会	令和6年10月23日 (書面監査)	出資金額	101,060,000円
		出資比率	49.0%
		補助金等	21,454,070円
公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団	令和6年9月25日 (書面監査)	出資金額	270,983,741円
		出資比率	38.6%
		補助金等	40,528,285円
鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所（指名）	令和6年10月24日 (書面監査)	指定管理	0円
		補助金等	2,008,286円
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取二十世紀梨記念館	令和6年10月23日	指定管理	115,011,000円
株式会社谷尾樹楽園 〔指定管理施設〕 ・とっとり出合いの森	令和6年11月13日	指定管理	34,490,000円
ととりの森を守り木を活かす会 〔指定管理施設〕 ・二十一世紀の森	令和6年11月13日	指定管理	8,814,500円

智頭町森林組合	令和6年10月15日 (書面監査)	補助金等	120,732,545円
株式会社友森	令和6年8月29日 (書面監査)	補助金等	41,423,126円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 作業システム実践力向上研修「高性能林業機械メンテナンス研修」機械使用料に係る契約について、契約書を作成していなかった。
(公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団：所管課 森林・林業振興局林政企画課)
- 協定書に定める梨記念館の運営に係る連絡協議会（仮称）を設置していなかった。
(一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取二十世紀梨記念館：所管課 農業振興局生産振興課)

ク 総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人大山観光局 〔指定管理施設〕	令和6年10月22日	指定管理	30,949,000円
・大山駐車場（指名）			(0円)
・大山自然歴史館			(30,949,000円)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 県所管課は、県作成の刊行物の販売代金を指定管理者の収入とすることを容認していた。
(一般社団法人大山観光局 大山自然歴史館：所管課 西部総合事務所環境建築局)

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
TKSS・富士総合警備保障 共同企業体 〔指定管理施設〕 ・船上山少年自然の家	令和6年11月15日	指定管理	41,539,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 指定管理業務に対するモニタリングの強化について

(1) 内部統制に対するモニタリングの強化について

総務部（所管課：行政体制整備局行財政改革推進課）

県は、指定管理点検要領を定め、指定管理者に対して毎年度の実地検査を行っているが、この度の財政的援助団体等監査において、内部統制が十分に機能していないものや協定書で定めた指定管理者の遵守事項が守られていないものが散見された。

については、不適切事案の再発防止策と併せて指定管理者の指定管理業務に係る内部統制について改めて点検するよう各指定管理施設所管課に指導されたい。

また、協定内容の遵守を徹底するとともに、実情に沿わず形骸化しているものがあれば、協定内容を見直すよう各指定管理施設所管課に指導されたい。

(2) 運営に対するモニタリングの強化について

地域社会振興部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：くらしの安心局まちづくり課）

農林水産部（所管課：農業振興局生産振興課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール、布勢総合運動公園）

一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（指定管理者）

（指定管理施設：東山水泳場）

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体（指定管理者）

（指定管理施設：東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。））

一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）、鳥取二十世紀梨記念館）

スポーツ関係施設においては、開催が見込まれる全国規模の大会に対応した施設機能のあり方や近隣の市町村や民間施設との役割分担を明確化する必要があると思われる。

また、あやめ池スポーツセンターや布勢総合運動公園は、所管がスポーツ振興局でないスポーツ関係施設であり、燕趙園や鳥取二十世紀梨記念館は、所管が観光交流局でない観光関係施設である。

人口減少社会を迎え、指定管理施設の設置時と社会情勢が大きく異なっていることから、県の施策を反映するためには、スポーツ振興局や観光交流局が指定管理施設の運

営に一層関わっていく必要があると思われる。

については、指定管理施設の運営に対するモニタリングを強化し、施設の現状を十分に把握することにより、効果的な施設改修や県施策との連携を進めるとともに、時代に応じた施設のあり方も点検されたい。

2 民間の創意工夫が発揮できる環境整備について

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・ 監査対象：株式会社谷尾樹楽園（指定管理者）

（指定管理施設：とっとり出合いの森）

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものである。

指定管理施設の管理に民間の創意工夫を発揮していくには、各指定管理者が持つノウハウを可能な範囲で共有することも有用であると考えられる。

この度の財政的援助団体等監査において、とっとり出合いの森の指定管理者から、指定管理者が抱える課題について、他の指定管理者がどのように対応しているか情報交換をしたいとの意見を伺っている。

また、二十一世紀の森においては、SNSの活用やロコミの広がりにより、令和5年度の利用者数が令和元年度の3倍を超える利用者数となる成果をあげており、こうした好事例を他の指定管理施設に紹介することにより、効果を波及させることができると考えられる。

については、例えば、指定管理者間の情報交換の場などにより、民間の創意工夫がより発揮できる環境を整えられたい。

3 利用者目線の施設整備について

総務部（所管課：営繕課）

地域社会振興部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

・ 監査対象：一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（指定管理者）

（指定管理施設：東山水泳場）

県が整備した東山水泳場のハートフル駐車場については、駐車場屋根の柱脚基礎が柱の保護を目的とし縦横に大きく嵩上げされていることから、駐車の際に柱脚基礎に車を接触された利用者もあり、停めづらいという声もあると伺っている。

当該駐車場は、鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアルの基準は満たしているものの、だれもが安心して駐車できるスペースとは言い難い。

については、ハートフル駐車場など特に利用者への配慮を要する施設を整備するに当たっては、利用者の目線に沿ってその利便性に十分配慮した設計を行うよう努められたい。

また、施設の整備後においても指定管理者から利用者の意見を聞き、今後の設計に活用されるよう努められたい。

(参考) 東山水泳場ハートフル駐車場 (平成 30 年度施工)



4 県としての出資団体への関わり方について

輝く鳥取創造本部 (所管課：とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課、観光交流局交流推進課)

- ・ 監査対象：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 (出資、補助金等)
公益財団法人鳥取県国際交流財団 (出資、補助金等)

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構は、近年の低金利の影響により資産運用益が減少し、収入の約 8 割を国県の委託事業収入が占めている。その結果、保有する地域雇用環境整備基金を取り崩して運営経費に補填した結果、16 億円あった基金残高が半減している。

公益財団法人鳥取県国際交流財団においても、基本財産約 6 億円、山陰・夢みなと博覧会記念基金約 5 億円の運用資産を保有しているが、その運用状況が厳しく、収入の約 8 割を県の委託事業収入や補助事業収入が占めている状況である。

一方で、政府主導で物価高を上回る所得増が論じられる中、県の委託事業収入や補助事業収入を主たる財源としているため、職員の処遇に苦慮する声も伺っている。

については、当該団体の今後の運営に対する県としての関わり方を検討されたい。

(注 1) 地域雇用環境整備基金：平成 6 年の財団設立時に、県が国から 8 億円の交付を受けて 16 億円を公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構に出資し、地域雇用の環境整備のために造成した基金

(注 2) 山陰・夢みなと博覧会記念基金：平成 9 年に開催された「山陰・夢みなと博覧会」の余剰金を県内の国際交流関係事業等に活用すべく平成 10 年に設置された基金。国際交流事業分として、当初 9 億円が造成された。

参 考

(参考1)

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	監査実施 団体数	勸 告	指 摘	注 意	合 計
令和5年度決算に係る監査結果	30	0(0)	9(8)	72(19)	81(19)
令和4年度決算に係る監査結果	26	0(0)	4(4)	19(12)	23(13)
令和3年度決算に係る監査結果	7	0(0)	10(2)	2(2)	12(2)
令和2年度決算に係る監査結果	9	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)
令和元年度決算に係る監査結果	30	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)

注:合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 処置の事項別内訳

区 分	5年度決算に 係る監査結果			4年度決算に 係る監査結果			3年度決算に 係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	0	0	0	0	0
収 入	0	7	7	0	0	0	0	0	0
支 出	2	3	5	3	0	3	2	1	3
契 約	6	42	48	0	12	12	4	1	5
補助金	0	4	4	0	4	4	1	0	1
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	1	6	7	1	0	1	3	0	3
その他	0	9	9	0	3	3	0	0	0
合 計	9	72	81	4	19	23	10	2	12

3 指摘事項(9件)の内訳

区 分	件数	事 由	監査実施団体
支 出	2	権限のない者の会計事務等の決裁	一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団
		補助金の交付決定の遡り	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
契 約	6	予定価格を上回る契約	公益財団法人鳥取県国際交流財団
		契約事務の未実施	一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団
		契約締結の未決裁	社会福祉法人慶愛会
		契約書の未作成	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
		協定書に定める協議会の未設置	一般財団法人鳥取県観光事業団
		協定書に定めるプール清掃回数 の未達成	一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団 法人鳥取県スポーツ協会共同企業体
財 産	1	県作成刊行物の販売手続の未整理	一般社団法人大山観光局(西部総合事務所処置)
合 計	9		8団体

4 注意事項(72件)の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	1	予算の補正・流用の未実施
収 入	7	施設利用チケットの未交付、領収書の未交付 等
支 出	3	検査前の支出、支出科目の誤り 等
契 約	42	請書の仕様書の未添付、見積書の未徴取 等
補助金等	4	交付申請書の提出の遅延、交付要綱の規定漏れ 等
財 産	6	回数券帳簿の記入誤り、駐車券受払簿の記入漏れ 等
その他	9	賞与引当金の未計上、資金計画の未作成 等
合 計	72	

(参考2)

監査処置基準等について

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置（勧告・指摘・注意）は、鳥取県監査実施要綱（下記2）により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、監査処置基準の運用指針（下記3）により行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
 なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考1 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

2 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、県の所管部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体の長に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針（要旨）

区分	項目	指摘の具体的基準
3 支出	○支出負担行為の不適正 ○その他	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないものは全部 ○その他支出事務に関し適正でないもので重大なもの又は著しいもの
4 契約	○契約書の不適正 ○その他	○契約書又は請書等がないもので契約書を作成すべきものは全部 ○契約書の作成手続きが適正でないもので重大なもの又は著しいもの ○その他契約事務に関し適正でないもので重大なもの又は著しいもの
7 財産	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもので重大なもの又は著しいもの

指摘事項の概要について

I 支出事務（2件）

内	容																																										
1 会計事務の決裁等について																																											
	<ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団・財政支援の種別：出資・所 管 課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課																																										
	<p>会計に関する事務の決裁及び命令等について、代表理事が行うこととされているにもかかわらず、会計責任者である事務局長が行っていた。</p>																																										
・概	<p>要：会計処理規程の規定により、財団の会計に関する事務の決裁及び命令等は代表理事が行うこととなっているが、会計責任者である事務局長がそれを行っている。 これは、契約事務について言えば、契約締結から支払までを事務局長1人で完結している状況であり、契約担当者と会計責任者が、相互に内部牽制する機能が働いていない体制となっている。</p>																																										
	<ul style="list-style-type: none">・不適正の原因：組織の会計業務の決裁等に関する内部牽制機能に対する認識不足・指摘の考え方：その他支出事務に関し適正でないもので重大なもの																																										
2 補助金の交付決定について																																											
	<ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県スポーツ協会・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等・所 管 課：地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課																																										
	<p>鳥取県スポーツ協会競技力向上対策事業費補助金（6件）について、遑って交付決定をしていた。</p>																																										
・概	<p>要：次表のとおり競技団体（補助事業実施団体）に対する競技力向上対策事業費補助金の交付決定に係る支出負担行為が、決裁前に遑って交付決定されていた。該当する競技団体が年度初日の交付決定を求めたことに対応したために遑りを行っていた。</p>																																										
	<table border="1"><thead><tr><th>No</th><th>団体名</th><th>交付申請書 受理日</th><th>交付決定 決裁日</th><th>交付決定日</th><th>交付決定額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>A協会</td><td>R5.3.27</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.1</td><td>941,250円</td></tr><tr><td>2</td><td>B協会</td><td>R5.3.28</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.1</td><td>3,844,990円</td></tr><tr><td>3</td><td>C協会</td><td>R5.3.29</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.1</td><td>2,885,540円</td></tr><tr><td>4</td><td>D連盟</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.4</td><td>R5.4.1</td><td>3,030,190円</td></tr><tr><td>5</td><td>E連盟</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.1</td><td>5,425,340円</td></tr><tr><td>6</td><td>F協会</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.3</td><td>R5.4.1</td><td>4,997,790円</td></tr></tbody></table>	No	団体名	交付申請書 受理日	交付決定 決裁日	交付決定日	交付決定額	1	A協会	R5.3.27	R5.4.3	R5.4.1	941,250円	2	B協会	R5.3.28	R5.4.3	R5.4.1	3,844,990円	3	C協会	R5.3.29	R5.4.3	R5.4.1	2,885,540円	4	D連盟	R5.4.3	R5.4.4	R5.4.1	3,030,190円	5	E連盟	R5.4.3	R5.4.3	R5.4.1	5,425,340円	6	F協会	R5.4.3	R5.4.3	R5.4.1	4,997,790円
No	団体名	交付申請書 受理日	交付決定 決裁日	交付決定日	交付決定額																																						
1	A協会	R5.3.27	R5.4.3	R5.4.1	941,250円																																						
2	B協会	R5.3.28	R5.4.3	R5.4.1	3,844,990円																																						
3	C協会	R5.3.29	R5.4.3	R5.4.1	2,885,540円																																						
4	D連盟	R5.4.3	R5.4.4	R5.4.1	3,030,190円																																						
5	E連盟	R5.4.3	R5.4.3	R5.4.1	5,425,340円																																						
6	F協会	R5.4.3	R5.4.3	R5.4.1	4,997,790円																																						
	<ul style="list-style-type: none">・不適正の要因：担当者及び上司の財務規程等の認識不足・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの																																										

II 契約事務（6件）

内	容
1	<p>契約の手続について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県国際交流財団・財政支援の種別：出資・補助金等・所 管 課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課 <p>機関紙「とっとり国際通信」発行業務委託契約について、予定価格を上回る金額で契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概 要：1者随契をするにあたり見積書を徴したところ、見積金額が予定価格を上回っていたにもかかわらず、見積金額で契約していた。・契約方法：随意契約（1者）・相手方：(株)G・予定価格：765,000円・見積金額：795,729円・契約金額：795,729円 <ul style="list-style-type: none">・不適正の要因：担当者及び上司の関係規程の認識不足・指摘の考え方：その他契約事務に関し適正でないもので重大なもの
2	<p>契約の手続について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団・財政支援の種別：出資・所 管 課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課 <p>10万円を超えるすべての契約について、一連の契約事務手続が行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・概 要：当該財団で契約書を作成することが定められている10万円を超える契約について、決裁権者の決裁を受けることなく事務局長が代表理事印を押印して施行していた。 また、契約に当たっては、発注手続、予定価格の設定、入札などの一連の事務手続が行われていなかった。・不適正の要因：組織の契約事務に対する認識不足・指摘の考え方：その他契約事務に関し適正でないもので重大なもの
3	<p>契約書の作成について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団・財政支援の種別：出資・補助金等・所 管 課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課 <p>作業システム実践力向上研修「高性能林業機械メンテナンス研修」機械使用料に係る契約について、契約書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・概 要：本財団が林業団体等に所属する作業班長等を養成するために実施している各種研修のうち、作業システム実践力向上研修「高性能林業機械メンテナンス研修」機械使用料に係る契約について、随意契約で1件100万円以上の事業を行う場合、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

- ・賃貸借物品：0.45 グラップル2台、プロセッサ1台
- ・契約方法：随意契約（1者）
- ・契約の相手方：H実行委員会
- ・契約金額：1,015,740円

・不適正の要因：担当者及び上司の規程等の認識不足

・指摘の考え方：契約書を作成すべきもの

4 協定書に定める管理業務の実施について

- ・監査実施団体名：一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（東山水泳場）
- ・財政支援の種別：指定管理者
- ・所管課：地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課

水を抜いたプールの清掃について、協定書に定める年2回の水抜き清掃を1回しか行っていなかった。（地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課と一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体双方に対する処置）

・概要：協定書の仕様書では、プールの清掃について、年2回、プールの水を抜き、プール内及びプールサイドを清掃することとされているにもかかわらず、1回しか清掃をしていなかった。プール清掃に当たり1週間閉館する必要があり、閉館日数が確保できないため清掃を1回としたもの。なお、県所管課には口頭で報告を行っていたが、県所管課は、指定管理料や協定内容の変更の検討を行っていなかった。

・不適正の要因：県所管課と指定管理者の連携不足

・指摘の考え方：その他契約事務に関し適正でないもので重大なもの

5 協定書に定める手続きについて

- ・監査実施団体名：一般財団法人鳥取県観光事業団（二十世紀梨記念館）
- ・財政支援の種別：指定管理者・補助金等
- ・所管課：農林水産部農業振興局生産振興課

協定書に定める梨記念館の運営に係る連絡協議会（仮称）を設置していなかった。（農林水産部農業振興局生産振興課と一般財団法人鳥取県観光事業団双方に対する処置）

・概要：鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理受託業務仕様書において、梨記念館の運営に係る連絡協議会（仮称）を設置し、年1回以上会合を設けなければならないにもかかわらず、これを設置していなかった。
※コロナ禍のため会合を控えていたが、当該協議会を設置しないことについて県所管課から承認を得ていない。

・不適正の要因：担当者及び上司の協定内容の確認不足並びに県所管課と指定管理者の連携不足

・指摘の考え方：その他契約事務に関し適正でないもので重大なもの

6 契約締結の事務手続について

- ・監査実施団体名：社会福祉法人慶愛会
- ・財政支援の種別：補助金等
- ・所管課：福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

社会福祉法人慶愛会軽費老人ホームやすらぎの里あおい改修工事業務契約について、契約締結に係る決裁を受けていなかった。

- ・概 要：社会福祉法人慶愛会軽費老人ホームやすらぎの里あおい改修工事業務契約について、**書面により契約締結に係る決裁権者の決裁を受けていなかった。**
- ・業 務 名：社会福祉法人慶愛会軽費老人ホームやすらぎの里あおい改修工事
- ・契約の方法：随意契約
- ・契約日：R 5. 5. 23
- ・契約の相手方：(株) I
- ・契約金額：418,000 円
- ・不適正の要因：担当者及び上司の経理規程の認識不足
- ・指摘の考え方：契約書の作成手続きが適正でないもの

Ⅲ 財産事務（1件）

内	容
1	<p>刊行物の販売について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：一般社団法人大山観光局（大山自然歴史館）・財政支援の種別：指定管理者・所 管 課：西部総合事務所環境建築局 <p>県所管課は、県作成の刊行物の販売代金を指定管理者の収入とすることを容認していた。 (西部総合事務所環境建築局への処置)</p> <ul style="list-style-type: none">・概 要：県作成の刊行物（自然観察ガイドブック）について、販売した代金を指定管理者の収入としていた。なお、所管課及び指定管理者は、指定管理開始時に無償譲渡があったものと認識していた。・刊 行 物 名：自然観察ガイドブック 大山寺周辺コース (発行 鳥取県立大山自然歴史館 平成 21 年 5 月 初版)・販 売 価 格：200 円・販 売 冊 数：1 冊・販 売 日：R 5. 10. 28・在 庫 数：528 冊（ロッカー 29 冊、倉庫 499 冊）・決 算 状 況：雑収入 200 円・経 緯：(一社) 大山観光局は、平成 24 年 4 月から大山自然歴史館の指定管理を開始し、それ以前は県が直営で管理していた。 当該刊行物は県直営時に県が発行したもので、県が販売を行っていた。・不適正の要因：担当者及び上司の財産管理の認識不足・指摘の考え方：管理が適正でないもの

(参考4)

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体名	財政支援の種類			本監査実施日	所管部局等	所管課名
		出資	指定	補助			
1	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	○		○	R6.11.19	輝く鳥取創造本部	人口減少社会対策課
2	公益財団法人鳥取県国際交流財団	○		○	R6.11.19	輝く鳥取創造本部	交流推進課
3	一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団	○			R6.10.23 (書面)	輝く鳥取創造本部	交流推進課
4	公益財団法人鳥取県スポーツ協会	○	○	○	R6.11.11	地域社会振興部、生活環境部	スポーツ課、まちづくり課
5	公立大学法人公立鳥取環境大学	○		○	R6.11.26	子ども家庭部	総合教育推進課
6	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	○		○	R6.10.24 (書面)	生活環境部	循環型社会推進課
7	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R6.7.10	生活環境部	水環境保全課
8	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	○		○	R6.10.24 (書面)	生活環境部	くらしの安心推進課
9	公益財団法人鳥取県畜産振興協会	○		○	R6.10.23 (書面)	農林水産部	畜産振興課
10	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団	○		○	R6.9.25 (書面)	農林水産部	林政企画課
11	公益社団法人鳥取県人権文化センター		○	○	R6.11.12	地域社会振興部	人権・同和対策課
12	一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体		○		R6.10.22	地域社会振興部	スポーツ課
13	一般財団法人鳥取県観光事業団		○	○	R6.10.23	輝く鳥取創造本部、生活環境部、農林水産部	国際観光課、まちづくり課、生産振興課
14	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体		○		R6.11.15	生活環境部	まちづくり課
15	鳥取県農業協同組合中央会		○	○	R6.10.24 (書面)	農林水産部	農林水産政策課
16	株式会社谷尾樹楽園		○		R6.11.13	農林水産部	林政企画課
17	とっとりの森を守り木を活かす会		○		R6.11.13	農林水産部	林政企画課
18	一般社団法人大山観光局		○		R6.10.22	西部総合事務所	県民福祉局、環境建築局
19	TKSS・富士総合警備保障共同企業体		○		R6.11.15	教育委員会	社会教育課
20	日本交通株式会社			○	R6.9.24 (書面)	輝く鳥取創造本部、	交通政策課
21	公益社団法人鳥取県観光連盟			○	R6.10.4 (書面)	輝く鳥取創造本部	観光戦略課
22	鳥の劇場運営委員会			○	R6.9.24 (書面)	地域社会振興部、福祉保健部	文化政策課、障がい福祉課
23	鳥取県セーリング連盟			○	R6.10.24 (書面)	地域社会振興部	スポーツ課
24	社会福祉法人慶愛会			○	R6.10.30 (書面)	福祉保健部	長寿社会課、福祉監査指導課、感染症対策センター
25	社会福祉法人みのり福祉会			○	R6.10.23 (書面)	福祉保健部、子ども家庭部	障がい福祉課、長寿社会課、子育て王国課
26	学校法人翔英学園			○	R6.10.15 (書面)	子ども家庭部	子育て王国課、総合教育推進課
27	学校法人鳥取学園			○	R6.9.30 (書面)	子ども家庭部	子育て王国課、総合教育推進課
28	鳥取県商工会連合会			○	R6.9.26 (書面)	商工労働部	企業支援課
29	智頭町森林組合			○	R6.10.15 (書面)	農林水産部	東部農林事務所八頭事務所
30	株式会社友森			○	R6.8.29 (書面)	農林水産部	東部農林事務所八頭事務所

※実施日の欄に日付のみ記載している団体は、本監査について実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面)と記載している団体は、本監査について書面監査を行った団体である。